

令和 7年 2月 3日

有資格業者の指名停止について

下記業者の指名停止措置を行いましたので、お知らせします。

記

- 1 指名停止業者 三波荘 代表 齋藤 幸之眞

- 2 状 況 令和7年1月29日に執行した教育課所管案件「豊浜小学校スクールバス運転業務委託（ゼロ債務）」の指名競争入札において、対象業者が落札決定後に契約の締結を辞退した。

- 3 指名停止期間 令和7年2月3日から令和7年3月2日までの1か月

- 4 適 用 南知多町建設工事等請負業者指名停止等取扱要領
第4条（指名停止の要件及び期間）
別表第3 不正行為等の措置基準
5.（その他重大な事案）別表第1、別表第2および前各号に掲げる場合のほか重大な事案が発生し、当該有資格業者が、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。（期間：審査会で決定）